

(監査委員事務局：監査結果に関する公表（臨時監査）)

監査委員公表第741号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき実施した臨時監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年11月28日

大分県監査委員	長 谷 尾 雅 通
大分県監査委員	長 野 恭 子
大分県監査委員	太 田 正 美
大分県監査委員	二 ノ 宮 健 治

第1 監査の概要

この臨時監査は、大分県監査委員監査基準（令和2年大分県監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

1 監査の対象

監査日の属する月の前々月末までの6か月間における旅費、その他需用費等の事務的経費及び現金出納事務、その他必要と認めるもの

2 監査の実施

知事部局及び教育機関について、令和7年4月15日から4月18日までの期間において実施した。

	監査対象機関数
知事部局	5
教育機関	9
合 計	14

なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。

3 監査の主眼

旅費、その他需用費等の事務的経費の適正支出が確保されているか、また、現金出納事務ほか日常事務が適正に処理されているかを主眼として実施した。

第2 監査の結果

監査を実施した14機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり3機関において、3件の注意事項があった。

その他の機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務が概ね適正に執行されたものと認められた。

なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。

(1) 指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により厳重に注意することが適當と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
- ② 故意又は重大な過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの
- ④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの

(2) 注意事項

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適當と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
- ② 過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が適正を欠くもの
- ④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの

1 指摘事項

なし

2 注意事項

監査対象機関	監査結果
(知事部局)	
中部保健所由布保健部	給与の支給について、資金前渡口座に振り込まれた当日に支払わず、そのまま同口座に保管し、遅れて支給した事例が認められた。
宇佐家畜保健衛生所	物品の管理について、給油カードの常時公用車内での保管や切手の保管枚数と郵券証紙類受払簿記載の切手残枚数が一致していない事例が認められた。
(教育機関)	
九重青少年の家	物品の管理について、法人カード使用簿の未記載や、切手の保管枚数と郵券証紙類受払簿記載の切手残枚数とが一致していない事例が認められた。

3 監査の執行状況

監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。

監査対象機関	監査実施日
(知事部局)	
中部保健所由布保健部	令和7年4月15日
豊肥保健所	令和7年4月16日
大分県立工科短期大学校	令和7年4月17日
農林水産研究指導センター農業研究部 果樹グループ	令和7年4月15日
宇佐家畜保健衛生所	令和7年4月17日
(教育機関)	
九重青少年の家	令和7年4月17日
国東高等学校	令和7年4月15日
別府鶴見丘高等学校	令和7年4月16日
大分舞鶴高等学校	令和7年4月15日
大分南高等学校	令和7年4月16日
大分鶴崎高等学校	令和7年4月16日
鶴崎工業高等学校	令和7年4月18日
大分東高等学校	令和7年4月18日
三重総合高等学校	令和7年4月18日